

第4回 観光税検討委員会 議事録

日時：2025年9月16日（金）17:00-19:00

場所：役場 301 会議室

出席者：

【委員】

	氏 名	所属・役職等名
1	山田 雄一	立命館大学ビジネススクール（観光 MBA） 教授
2	森 晃	長野県旅館ホテル組合会 常務理事
3	小田切 美幸	野沢温泉マウンテンリゾート観光局代表理事
4	宮崎 至	野沢温泉商工会長
5	片桐 アキラ	野沢温泉旅館組合長
6	片桐 幹雄	（株）野沢温泉社長
7	西方 俊也	村議会議員
8	河野 今朝成	村議会議員

【オブザーバー】

	氏 名	所属・役職等名
1	竹井 勝	野沢温泉村 観光産業課長
2	河野 竹芳	野沢温泉村 総務課長

【事務局】

	氏 名	所属・役職等名
1	江尻 丈	野沢温泉村 税務係長
2	笹岡 俊介	野沢温泉村 商工観光係長

【提案・資料作成】

	氏 名	所属・役職等名
1	池知 貴大	公益財団法人日本交通公社 観光研究部 主任研究員
2	江崎 貴昭	公益財団法人日本交通公社 観光研究部 副主任研究員

議事録：

1. 開会

2. 議事

- (1) 観光税検討委員会 第1～3回の振り返り等
- (2) 委員意見と答申書案

提案・資料作成者（（公財）日本交通公社池知主任研究員及び江崎副主任研究員）より、資料1及び資料2-1、2-2に沿って説明した。以下、意見及び質疑。

- 河野委員 : ・ 宿泊事業者にとってリスク・デメリットはどうしてもゼロにはならない。本制度が適切に機能するよう、本検討委員会メンバーが今後も責任を持って関与していく必要がある。
- 西方委員 : ・ これまでの委員会の中で意見を述べさせていただき、しっかり検討をいただいたと考えている。今後の進め方については、次の議事の中で意見を述べたい。
- 片桐（幹）委員: ・ 税制度が決まって終わりではない。どのような目的で税制度を導入し、どのように有効に活用するかについて、宿泊者への納得感を考えながら今後の検討を進めてほしい。
- ・ マスタープランは本来なくてはならないと思っている。これを早く進めていただき、マスタープランに沿って適切に必要な取り組みを進めていただきたい。
- 片桐（ア）委員: ・ これまでの議論の中身を網羅して答申書案を作成いただき、良い形になったと思っている。
- ・ 長野県の動きと連動する部分はあるが、例えば野沢温泉村は泊食分離が進んでいない地域となるが、宿泊行為に該当する金額算出について先行して検討できると良い。
- 宮崎委員 : ・ これまでの議論をうまく反映いただき、まとめていただいた。
- 小田切委員 : ・ 本税制度とマスタープランをセットで地域に説明していくことが必要である。今後策定するマスタープランは地域の声を的確に拾いながら進めていきたい。
- 森委員 : ・ 税の目的に「持続可能な観光地経営」と示されている。地域が持続していくためには、何をしていくかを発想し議論する「人」が必要であり、議論を精査する「仕組み」が同時に必要。仕組みの部分においては、トップダウンだけではうまくいかないことも予想されるため、うまく制度設計をしていきたい。
- 山田委員 : ・ 本答申案を正案として、村長への答申としたい。
- ・ 一方、皆様からご意見をいただいた通り、今後の戦略づくりが重要である。本税の導入を契機に、戦略的な村の観光地経営のあり方を作り上げていきたい。

(3) 今後の検討について

事務局（野沢温泉村税務係江尻係長）より、資料3に沿って説明した。以下、質疑。

- 河野委員 : ・ 日帰り客向けの検討と宿泊税の検討は分けて検討する必要がある。マスタープランの策定を通じて、宿泊税がどのように有効に機能するかについての検討の優先順位が高くあるべきだろう。
- 西方委員 : ・ 観光地経営会議のメンバーに野沢組惣代を入れるべきではないか。彼らは観光団体ではないが、源泉管理を行っており、野沢温泉村の観光に深く関わるキーマンである。
- 片桐（幹）委員: ・ 税の使い道については、まずは宿泊者への還元を優先的に考えるべきであり、宿泊税を有効に機能するためのソフト施策に用いるべき。中長期的にはハード面への投資についても税徴収の方法と併せて検討できると良い。
- 片桐（ア）委員: ・ 入域に係る税の検討については、別途、しっかり議論いただきたい。
- ・ マスタープラン策定の着手は早い方が良い。野沢温泉村はこれまで行政と民間でまちづくりをしてきた経緯があり、総合計画もこの枠組みの中で策定されている。同計画とマスタープランの整合についても検討いただきたい。
- ・ 例えば、村民の暮らしに係る取り組みについては、総合計画で議論され、施策も検討される。宿泊税を用いた計画であるマスタープランでも同様に村民のための施策を検討するのか、しっかり棲み分けを行うのか、マスタープラン策定時に検討することが必要である。
- 宮崎委員 : ・ 入域に係る税は引き続き並行して検討いただきたい。
- 小田切委員 : ・ 入域に係る税については、導入に向けて引き続き議論いただきたい。
- ・ マスタープランの事務局は DMO が担うことが案となっているが、マスタープランを策定する観光地経営会議のメンバーについて、誰を呼び、どのような建てつけの中で DMO が事務局を担うこととするか、本検討会の中でもご意見をいただけるとありがたい。
- ・ 税の流れ（基金）について、村から直接、観光地マスタープランに税が入るのではなく、観光地経営会議を踏まえて税がマスタープランに投入されるような見え方になると良い。

- 森委員 ：
- ・ 長野県が税制度の見直しを行う際、県の旅館ホテル組合会と必ず調整の場を設けることとなっており、その際に宿泊事業者としてはどのような考えを持つべきかについての議論を始めている。野沢温泉村においても同様に、今後の見直しの時期に向けて、長野県制度の動きや考えをしっかりと情報収集していくべき。
 - ・ 県の旅館組合会では、県が支配者となるような施策には反対し、地域や事業者に対する支援者となっている施策には賛成をするという議論が進んでいる。
 - ・ 長野県観光機構においても、県全体の観光施策のプランを持っており、協調が可能な箇所はうまく連動していくべきである。
 - ・ 観光地経営会議及びマスタープランにおいては、マスタープランを作る人間と進捗・管理を行う人間は必ずしも同じにはならないだろう。
 - ・ 海外の観光地経営は進んでいる。例えば姉妹都市であるサンアントンは宿泊税等を原資とした観光振興予算が20 億円ある。これがどのように用いられているかをしっかりと研究するべき。
- 山田委員 ：
- ・ 入域に係る税については、本検討委員会とは別の枠組みで引き続き検討いただくこととしたい。
 - ・ マスタープランの策定主体、管理主体、事業実施主体はそれぞれ異なる。策定主体については幅広い方々に意見をいただきながら進めるイメージとなる。管理主体である観光地経営会議は大所帯すぎると進行に支障をきたすため、策定に携わった方の中からのコアとなる 10 名程度で議論ができる規模が望ましく、各団体の中核となる方に参画いただくことが良いだろう。
 - ・ 観光地経営会議は計画の管理・評価を行う主体であり、個別の事業を実施する主体ではない。野沢温泉村の各主体がマスタープランに記載されている事業についてそれぞれ取り組んでいくことが良い。
 - ・ 宿泊税収・基金の流れについて、これは公金となるため、行政・議会を通して実施主体に交付し、マスタープランに沿った事業を展開していくことが基本的な流れとなる。一方、基金から当該年度の事業実施分すべて DMO に委託し、DMO で全体管理をしながら必要に応じて各事業で出金していくという手法もある。どのようなやり方で

- 基金を管理していくべきかについても、今後検討していく必要があるだろう。
- 森委員 :
 - ・ マスタープランの策定主体とガバナンスを統治する管理主体は別立てのほうが良いと考える。策定主体がそのまま管理主体となると、的確な管理について懸念が残る。
 - ・ 例えば仮にスキー場の社長が管理主体に参画する場合は、策定主体はスキー場の社長ではなく、営業や施設管理等のプレイヤーのほうが良い。
- 片桐（幹）委員 :
 - ・ マスタープランのとりまとめをすることは非常に大変である。極論を言うと、マスタープランの策定は村長に一任し、事業の実施はこれに基づき様々な主体が担うといった形もあり得る。多くの人間から意見を聞きすぎるとマスタープランの策定が進まないリスクがある。
- 山田委員 :
 - ・ こういった計画策定の建てつけとして、上部の委員会の下にワーキンググループを設け、ワーキンググループの中で具体的な事業を検討するといったあり方は一般的に存在する。
 - ・ 管理主体となる観光地経営会議にはある程度マスタープランの内容とその策定の過程を熟知した人間が必要であり、管理主体には策定の段階からある程度の関与は必要だろう。
 - ・ 無論、森委員からご指摘の通り、策定主体と管理主体が全く同じになることは望ましくない。
- 森委員 :
 - ・ 上部の観光地経営会議のもと、施策の柱ごとにワーキングを設け、最終的に観光地経営会議に諮っていく方式が良いのではないか。
- 片桐（ア）委員 :
 - ・ マスタープランの中でも、合意形成が必要なものと比較的早期に着手できるものに分かれてくる。税収が入ってきた段階で、何を優先的にしていくべきかを検討することも必要だろう。
 - ・ まずはマスタープランの枠組みを作りつつ、具体的に何をしていくべきかについては、順次決めていくという方式も考えられる。
 - ・ 今後の進め方についてスケジュールが示されているが、まずは行政が音頭をとって進めていくという理解で良いか。
- 村 江尻係長 :
 - ・ 今後については、まずは税徴収に係る条例と使途に係る

条例の２つの条例を制定していく。税徴収に係る条例については、税務課が主導し、使途に係る条例については、商工観光課が進めていく。

- ・ そのうえで、今後の観光地経営会議やマスタープランの策定については、DMO と協力しながら、両課が協働して進めていくことになる。
- 山田委員 :
- ・ 現在、国が次期観光立国推進基本計画を検討している。国が重視する施策には補助金もつくことも考慮し、資金のダブりがないようにしていくことも必要だろう。
 - ・ 今回、野沢温泉村では新たな財源を得ていくことになるが、観光地経営においては様々な取り組みを行い、トライアンドエラーを繰り返しながら、DMO 等の実行組織を育てていくといった視点も重要である。
 - ・ 海外（北米）のデスティネーションでは、DMO が地域の中である種、透過的（当たり前）に存在しており、DMO がソーシャルキャピタルを強く形成している。
- 森委員 :
- ・ サンアントン村では観光地経営会議にあたる会議体があり、その下に DMO がある。また、マスタープラン策定主体がマスタープランの原案を作り、上部の観光地経営会議の承認をもって、プランが確定する。
 - ・ 策定主体（ワーキング）と承認主体（観光地経営会議）が相互に協力している関係は参考になる。
- 村 河野課長 :
- ・ マスタープランの実行開始のスケジュールはどのように考えたら良いか。
- 山田委員 :
- ・ 税収を見込み、先んじて出金する地域もあれば、税収入を得て基金化してから事業を実施する地域もある。野沢温泉村では基金化を行うため、後者が想定される。よって、2027 年度の事業から本格的な執行となることが想定される。

3. 事務連絡

事務局（野沢温泉村税務係江尻係長）より、今後の流れとして、本検討委員会から村長へ答申書を手渡すセレモニーを早々に行う旨の連絡があった。

4. 閉会

以上